

■四ツ谷のげんばから■

「本当に債務整理が必要？」

とある福祉事務所の職員(ケースワーカー)さんから、お電話をいただきました。

- ・ Aさん(60歳代・一人暮らし)は、現在生活保護受給中です。
- ・ ある日、ケースワーカーがAさん宅に訪問した際、Aさんから「債務」があると伝えられたそうです。
- ・ 「債務」の具体的な内容までは聞かなかったそうですが、クレジットカードを利用したとAさんから聞いたようです。
- ・ ケースワーカーは「債務」と聞いて、Aさんの債務整理が必要では無いかと不安に思い、後日、法テラスのホットラインをご利用しました。

Aさんの利用明細書の内容を電話で伺ったところ、支払額は数千円程度で、内訳もスーパーやドラッグストアの利用分しか記載がないそうです。また、キャッシングやショッピングリボの利用残高も「0円」と記載されており、キャッシング等の利用も無いようです。

クレジットカードの利用料は「債務」に該当しますが、Aさんは明らかに日常の生活費としてクレジットカードを利用しており、一般的な「借金」とはまた別ものといえます。

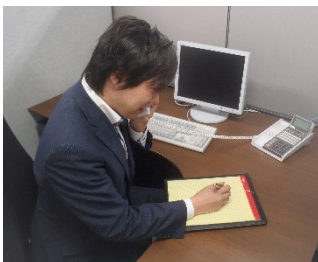
さらに確認したところ、ここ2~3年間、他社からの請求書も届いたことがないそうです。

確かに、Aさんの信用情報を取り寄せして調査すれば、Aさんの債務の詳細を調べることはできます。しかし、Aさんへの請求がないにもかかわらず、債務があると考えて行動することは、費用対効果の点からあまり有効な手段ではないと思います。

日常の生活費(食費や電話代など)は支払う必要があります。一方、その他のことについては様子見することをオススメしました。

※ このお話は実例を参考にしたフィクションです。

■ホットラインご利用のご案内■



当事務所では、常勤弁護士が福祉・医療関係のお仕事をされている方々に¹電話情報提供サービスを行っています。ご本人を支援する業務のなかでお悩みのこと²がございましたら、ぜひご利用ください(ご担当ケースにおけるご本人のお名前等をお話いただく必要はございませんので、まずはお気軽にお問い合わせください。)

- ご利用時間帯 平日 10:00~17:00
- お問い合わせ先電話番号 **0503383-0202**
- よくあるお問合せ 成年後見制度、相続・遺言、債務整理、生活困窮、離婚、賃貸借トラブル、消費者被害、法テラス利用方法など³

¹ 支援を受けておられるご本人からの直接のお電話には対応できません。ご本人からの直接のご相談につきましては、法テラス地方事務所にてご予約を承ります。お近くの法テラス地方事務所をお探しの場合は <http://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/index.html> をご参照ください。

² 最終的にはご本人(被支援者様)のために、そのお悩みについて解決の道筋をつけることが目的です。支援者様や支援者様が所属する機関・団体の法務につきましては対応できませんので、予めご了承ください。

³ ここに掲げたもの以外のお悩みでも、ご遠慮なくお問い合わせください。